

2. 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度	本事業は、 「1. 貧困層・低所得の家庭出身で教育・訓練を十分に受けられず、低賃金・劣悪な環境の非正規企業で働いていた青少年が、給与・将来性の高い職を得られるようになる。」と、 「2. 非正規企業雇用主、コミュニティの能力強化、非正規企業・正規企業間の関係性の構築により、非正規企業内外からの意識付け、協力を元に非正規企業の労働環境が改善される。」の2つの目標を掲げている。 目標1. に関しては、2016年より実施してきた職業訓練、計5期、合計984名の修了生の内、530名が正規企業への就職を果たし、254名が個人開業することができ、合わせて784名(79.7%)が進路決定した。訓練修了生の進路決定後の月給も訓練前後の比較において5,000タカ程(約6,600円)月給が増加していることが確認できた。 目標2. においては非正規企業の労働環境改善への取り組みを行い、計132社へアプローチし、改善項目36項目の内「照明の状況」や、「衛生的なトイレ」などの項目において全ての対象企業での改善が確認された。また、地域の人々(後述するCWGメンバー)によって今後も労働環境改善におけるモニタリングが予定されるなど引き続き内外からの労働環境改善の意識付けの継続が期待される。
(2) 事業内容	本事業は複数年事業の最終年次にあたり、上記プロジェクト目標より、「1. 青少年の能力強化」、「2. 社会啓発活動」の2つのコンポーネントを軸に進めてきた。 2つの活動によって、「1. 青少年の能力強化」では職業訓練の提供から正規企業への就職斡旋と個人開業の就労支援を行い、「2. 社会啓発活動」では非正規企業に対しての労働環境改善を促すと共に、子どもたち自身が子どもの権利、労働法などについて学ぶ能力強化を進めてきた。 1. 青少年の能力強化 1.1 職業訓練の提供 1年次より引き続き職業訓練6コース(「工業ミシン稼働」、「家庭電器配線と軽家電」、「電子基板・機器修理」、「携帯電話修理」、「冷蔵庫・エアコン修理」、「バイク修理・メンテナンス」)を提供した。6コース合計195名が訓練に参加し185名が訓練を修了した。 訓練実施に際して事前説明会を実施し、訓練コースのマッチングや訓練終了後の計画についての相談会を行った。事前説明会は計8回実施し、青少年220名、保護者52名の計272名が参加した。 本事業年次においては就職や個人開業に至るまで訓練終了後に3か月から半年要することから訓練は2018年6月から2019年12月までの1期のみを実施し、残りの事業期間で訓練修了生、特に第五期訓練修了生の就労支援を集中して行った。 1.2 就職支援 第一期訓練修了生から第五期訓練修了生に対して正規企業への就職や個人開業支援を行った。訓練第一期から第五期における訓練修了生984名の内、530名が正規企業などへ就職し、254名が個人開業を果たし、合計784名が就労することができた。

1.2.1 正規企業就職斡旋

これまで同様、修了生の就職先となる正規企業への訪問を行い、週に5~6社を訪問し、関係構築を図るとともに求人の確認や他企業とのネットワークを広げるなどした。また計5回「受け入れ企業とのミーティング」を実施し（正規企業より59名参加）、求人情報に加え、各訓練コースに関連する業界の情報共有などを行ってきた。1年次より継続的に企業へのアプローチを行ってきたことに加え、これまでに繋いできた本事業訓練修了生が就職後に企業側から高評価を勝ち取ってきたことにより、企業側も求人募集を出す際には本事業プロジェクトマネージャーや職業訓練事業担当コーディネーターにコンタクトを取り、採用候補者を募るようになるなどの効果も表れた。

受け入れ先となる企業とのミーティングやスタッフによる就職者のフォローアップを実施する中で、各コースの職業における技術的なニーズに加えて勤労観についても企業側と本事業実施スタッフとの間で共通認識を持つことができ、それをまた訓練参加者に伝えていくことができるなど1年次事業実施時より少しずつ訓練内容を向上することができた。加えて、訓練生に対して訓練終了後の就職活動の準備として「面接・履歴書作成ワークショップ」の実施（72名参加）や、「合同企業説明会」を開催（正規企業14社から担当者21名と、訓練生78名が参加）したが、特に企業を招いての説明会の開催は参加者にとって勤務状況が想像しやすくなることに加えて、仕事先によって家族から離れて暮らし始めなければならないという不安を拭うきっかけともなった。これまでに「バイク修理・メンテナンス」コース修了生などは就職先となる工場がダッカ市外に多くあるため、心理的な壁を感じていたが、仕事内容だけでなく生活面においても具体的なイメージを持つことができたため、この壁を低くすることが可能となり就職へ後押しすることができた。

修了生の就職先、事業スタッフによってアプローチした企業など正規企業とのつながりを年々広げることができ、ネットワークした正規企業数は1年次144社、2年次は220社、そして本事業終了時には272社まで広げることができた。

1.2.2 個人開業支援

個人開業を目指す訓練生を対象にビジネスの基礎、価格設定、帳簿のつけ方、接客・交渉スキルなどについて学ぶ「個人開業支援ワークショップ」を2回実施し、計32名が同ワークショップに参加した。

これまで同様、既に個人開業を果たした訓練修了生のフォローアップも随時行っており、売上げなどの進捗状況や、会計管理が適切に行われているかなど、開業場所を訪問して確認を行った。また、個人開業をしたばかりの修了生の多くは開業後1から2ヶ月程は技術的なフォローを必要とすることが多く、訓練修了生の店舗や訓練校にてインストラクターが技術面でのサポートを行った。

2. 社会啓発活動

職業訓練の提供と就労支援を行うことで青少年がより良い職場環境、延いてはより良い生活に繋がられるようにしていくと同時に、現在も非正規企業で働かざるを得ない青少年が少しでも良

い環境で働くことができるよう非正規企業の労働環境改善に努めた。加えて、非正規企業の雇用主だけに頼るのではなく、地域住民から成るコミュニティグループによる非正規企業の労働環境改善状況の提言やモニタリング強化の実施、更には青少年自身への意識向上を図るため青少年グループによる啓発活動とこれを行うための研修も実施してきた。

2-1. 非正規企業の能力強化

労働環境改善に取り組んでいる非正規企業 132 社（1 年次より継続して取り組んでいる非正規企業は 119 社）のモニタリングを継続。延べ 491 回非正規企業を訪問し改善項目の確認を行うと共に、改善に困難が伴う項目に関しては、解決策などをコミュニティグループと共に協議するなど、改善方法の模索を続けてきた。

2-2. コミュニティの能力強化

1 年次に設立した 5 つの Community Watch Group (CWG : 地域の有力者、保護者、地域行政の代表者などから形成) により非正規企業の法令遵守、青少年の権利保護がなされているかのモニタリングを実施してきた。各 CWG の四半期ミーティングが合わせて延べ 22 回開催され、非正規企業の労働環境改善における取り組み状況や改善の達成状況の共有を行ってきた。加えて、上記労働環境改善が滞っている項目についての打開策については協議をした上で非正規企業の雇用主へ提言をしたり、一緒に取り組む状況が確認された。一例として、これまでに、非正規企業の従業員に対して雇用契約書を作成してこなかった雇用主からは自身もこれまでに契約書をもらったことがない、内容など作成方法がわからない、また、雇用主によっては識字の問題があるなどの原因があったため CWG が中心となり履歴書のテンプレート作成から使用方法までを伝達するなどして改善に取り組むことができた。

2-3. 青少年能力強化

非正規企業の労働環境改善にあたり、雇用主、CWG メンバーに加え、非正規企業に従事している青少年たちの意識向上を目指した「青少年能力強化」活動を 1 年次より継続して実施してきた。事業 1 年次に青少年グループを組織し（各 25～30 名×10 グループ）、3 年次までに青少年グループによるミーティングが合わせて 140 回（内 3 年次は 20 回）開催され、延べ 3,550 名（内 3 年次は 476 名）の青少年が参加した。1 年次に子どもの権利、労働法、職場の安全管理などのテーマについて研修を受けたリーダーたちによって、他の青少年に同テーマを伝える「リーダーからグループメンバーへの研修」を 3 年次までに 32 回（内 3 年次は 2 回）実施し、延べ 1,013 名（内 3 年次は 73 名）の青少年が参加した。

また、青少年による地域住民への啓発活動も開催され、本事業年次では 52 名の青少年が労働環境改善や子どもの権利について演劇（ロールプレイ）や歌などを通して地域住民に訴えかけた。CWG メンバー、非正規企業の雇用主を含む 120 名の大人たちも啓発活動を見学した。1 年次から 3 年次合わせて延べ 435 名の子どもたちが啓発活動を行い、非正規企業の雇用主や CWG メンバーなど延べ 1,015 名の大人たちが参加した。公の場所で子どもたち自身から発信を行ったことで雇用主、CWG メンバーなど事業関係者以外の地域住民の関心を引くこともでき、意識向上にもつなげる

ことができた。地域住民からは上記テーマに関する発表後には子どもたちに対して、「知らなかった」、「勉強になった」など直接ポジティブなフィードバックをいただくこともできた。

(3) 達成された成果

<青少年能力強化>

直接裨益者数：青少年 671 名（職業訓練一期合計 195 名、青少年グループ 476 名）、非正規企業雇用主 135 名、地域住民 120 名

同事業 1 年次より継続して職業訓練一期（全体の第五期）を実施し、195 名が訓練に参加し内 185 名が訓練を修了、94.9%の訓練参加者が訓練を修了することができた。訓練第五期における就労者数は本報告時までに 123 名（66.5%）となり、内 85 名が正規企業への就職を果たし、38 名が個人開業に至った。

事業 1 年次、2 年次（訓練第一期から第四期）修了生の就労支援も継続して行い、2 年次完了報告時の 571 名（71.5%）から 661 名（82.7%）に就労者数を伸ばすことができた。

訓練第五期までの合計就労者数は 784 名（79.7%）となった。以下、各期の訓練修了者の就労状況である。

	修了生	就職	個人開業	合計
第一期	215	123	70	193 (89.8%)
第二期	192	110	58	168 (87.5%)
第三期	193	113	42	155 (80.3%)
第四期	199	99	46	145 (72.9%)
第五期	185	85	38	123 (66.5%)
合計	984	530	254	784 (79.7%)

訓練コース別での就労状況（第一期～第五期）は以下の通りである。

	修了生	就労者	
工業マシン稼働	236	220	93.2%
家庭電器配線と軽家電	176	139	79.0%
電子基板・機器修理	199	155	77.9%
携帯電話修理	169	118	69.8%
冷蔵庫・エアコン修理	122	93	76.2%
バイク修理・メンテナンス	82	59	72.0%

訓練コース別の就労者（第一期～第五期）の正規企業への就職者数と個人開業者数は以下の通りである。

	就労者	就職者	個人開業
工業マシン稼働	220	112 (47.5%)	108 (45.8%)
家庭電器配線と軽家電	139	90 (51.1%)	49 (27.8%)
電子基板・機器修理	155	119 (59.8%)	36 (18.1%)
携帯電話修理	118	78 (46.2%)	40 (23.7%)
冷蔵庫・エアコン修理	93	78 (63.9%)	15 (12.3%)
バイク修理・メンテナンス	59	53 (64.6%)	6 (7.3%)

本事業終了後も、パートナー団体である SUF のスタッフを中心に訓練修了生、特に訓練第四期修了生と第五期修了生の就労支援を引き続き行っていくと共に転職した修了生の状況など随時フォローアップしていく。

また、訓練第一期から第五期修了生において、進路決定後の収入においても訓練参加前と就労後との比較で増加していることが確認できた。正規企業へ就職した訓練修了生は訓練受講前の平均月給が3,208タカ（約4,267円）であったのに対して就職後は平均8,868タカ（約11,794円）に増加し、5,660タカ（約7,527円）の増加が確認できた。個人開業者は訓練前後で平均3,379タカ（約4,494円）から平均7,187タカ（約9,559円）と3,809タカ（約5,066円）の増加が確認できた。正規企業就職者、個人開業者両グループ合わせての訓練終了後の平均月給は8,310タカ（約11,052円）となり、訓練前の月給3,277タカ（約4,358円）から5,034タカ（約6,695円）の増加が確認できた。

<社会啓発活動>

「2-1. 非正規企業の能力強化」と「2-2. コミュニティの能力強化」の活動において労働環境改善に取り組んできた非正規企業132社（1年次より労働環境改善に取り組んでいる非正規企業は119社）の改善状況のモニタリングをCWGメンバーと実施してきた。照明の状況、空気の循環、安全な飲料水の有無、手洗い用石鹸と手洗い場の有無、定期的な給与の支払い、（週休など）適切な休暇取得、救急箱の設置などの16の項目において80%以上の非正規企業で改善が確認できた。特に、照明の状況、空気の循環、安全な飲料水の有無に関してはすべての非正規企業で改善が確認できた。一方で、社員証、残業手当、訓練機会の提供や、安全対策（消火器の設置、ゴーグル、エプロン、長靴、ヘルメットなどの用意）の達成状況は非正規企業の数%から30%ほどしか改善の確認ができなかった。多くの雇用主からは必要性についての理解を示せてもらえているが、各企業の収益にも関わってくるため時間がどうしてもかかってしまうとのことであった。また、安全対策に関する備品を企業側が用意しても従業員である青少年が着用慣れていないため、使用したまらないケースも多く見受けられた。

非正規企業の労働環境について、80%の非正規企業が27の項目を達成するという目標に至っておらず、まだ改善の余地がある。CWGメンバーによる定期的なモニタリングは既に自主的に取り組まれていることもあり、今後も継続して実施される予定であり、前述の雇用契約書の準備を支援したように、残っている改善項目に関してもCWGメンバーが中心となり取り組んでいく。CWGのモニタリング体制が整っていると考えられるが、パートナー団体であるSUFと弊団体とで引き続きCWGの活動状況を見守るとともに必要に応じてフォローアップを行っていく。

「2-3. 青少年能力強化」活動においては、本活動の効果測定のため青少年グループのメンバー126名のインタビューとグループリーダー30名とのグループディスカッションを実施した。インタビューからは青少年グループのメンバーが本活動を通して、「子どもの権利」、「ライフスキル」、「労働環境」などのテーマについて適切に説明をすることができるようになり、インタビュー対象者の95%が理解できていることが確認できた。加えて、同インタビュー実施者126名の内101名（80.2%）が自身の職場の労働環境が「改善された」、「とても改善された」、「すごく改善された」と解答した。

現在も青少年グループのメンバーの多くは非正規企業で働いているが、上記テーマを学んだことで自身の職場の労働環境を改善しようと雇用主と相談や交渉できるようになったと言い、また青少年グループに参加していない友人などについても学んだことを伝えたりしている

	とのこと。雇用主に対して労働環境改善についての交渉は難儀であると考えられるが、働きかけ方や、関係性の構築方法なども含めて本活動で学ぶことができたとの解答も得られた。このように、「2-1. 非正規企業能力強化」、「2-2. コミュニティ能力強化」による活動だけでなく、「2-3. 青少年能力強化」の活動を通して青少年たちからも働きかけが行われ、労働環境改善へ貢献していることが確認できた。 前述のとおり、地域での啓発活動を通して、直接関わりのある雇用主だけでなく自身の職場以外の雇用主や地域住民からも本活動やテーマに関する理解を得られるなどの効果が見られた。また青少年たちから地域への影響だけでなく、青少年たち自身にも好影響を与えることができ、本活動を通して仲間意識や友情を育むことができ、グループリーダーからはディスカッションの際に青少年グループ活動は「自分たちにとっての居場所である」と述べた。
(4) 持続発展性	本事業終了後も、現地提携団体が主体となり本事業で培ったノウハウを元に職業訓練を継続していく。現在提携団体は他地域でも初等大衆教育省（MoPME : Ministry of Primary and Mass Education）や国際 NGO と連携し、職業訓練を実施しており、本事業終了後も国際 NGO との協働を中心に事業継続を行う。 また、現在も有志によって活動が行われている CWG に関しても事業終了後、継続して非正規企業のモニタリング、コミュニケーションを行っていくことが予定されており。事業終了後も提携団体が地域を訪問し、各 CWG の活動状況を確認していく。また、青少年グループ活動に関しては、本活動期間中に参加した青少年たちに対しての効果は確認できたものの、まだ多くの青少年、特に下の世代に対しても活動の必要性が確認できたため、青少年グループの活動がリーダーを中心として青少年だけで継続実施できるよう、本事業終了後も自主事業にて実施していく予定である。 資機材管理（所在、使用状況等）、職業訓練実施状況等、事業終了後も弊団体が提携団体を通し、フォローアップを実施していく。